

ユース相談支援事業業務委託事業者募集に係る質問に対する回答

説明会及び質問状により寄せられた質問の概要とそれに対する回答は以下のとおりです。

No.	項目	質問の概要	回答
1	人材確保に係る経費	人材紹介サイトを利用した場合の雇用にかかる経費等が業務委託費(5)のその他、事業を実施するにあたり必要な経費にあてはまりますか。	当該業務の範囲は、訪問相談等支援に係るものあり、人材の確保は事業者の責務であることから、雇用に係る経費については、事業を実施するにあたり必要な経費にはあたりません。
2	前金払の可否	委託料の支払いは、令和2年度においても業務完了後の一括払いとなるか。分割払は可能か。	地方自治法施行令第163条第2号により、前金払として、年4回(4、7、10、1月)に支払う予定です。
3	証明書関係	水道料金の滞納がないことの証明はどこで出せるのか。	住所地の水道局にて発行が可能です。
4	事務所経費について	当該業務を実施するにあたり、現状ある事務所の賃借料を委託料の中に含めることは可能か。	現状ある事務所の一部で本業務を実施される場合、当該委託業務にて使用される部分に係る賃借料を委託料の中に含んでいただいて差支えありません。
5	有資格者の配置について	複数名での事業実施となっているが、有資格者が必ずついていなければいけないのか。	訪問相談を行うにあたり、複数名(2名以上)で訪問していただくことから、実際に訪問する際には必ず有資格者1名が含まれているという意味です。
6	家族会などの実施場所	家族会等を公共施設等で実施する場合、場所は確保してもらえるか。	家族会、当事者会で公共施設等を使用する場合、委託事業者側で確保し、委託料の範囲内で会場使用料を支払ってください。

以上